明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置（人事院九―一四九）　一
〔告　示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七四六）　二
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一五）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一九）　七
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正及び令和四年人事院公示第三号の廃止に関し、決定した件（同二〇）　八
漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の公表について（農林水産省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任、日本弁護士連合会公示送達関係　四六
会社その他
会社決算公告　四九

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号）に基づき、令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一四九

令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置

（令和三年十二月に特別職国家公務員等に関する法令の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第二条第二項の人事院規則で定める法令は、次に掲げる法律とする。

一　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）
二　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）
三　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）
四　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）
五　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）
六　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）
七　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）
八　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）
九　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

2　改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の人事院規則で定める者は、前項各号に掲げる法律の適用を受ける者とする。

3　改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の人事院規則で定める額は、第一項各号に掲げる法律等の改正法附則第二条第一項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

（端数計算）

第二条　改正法附則第二条第一項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第三条　この規則に定めるもののほか、令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。